平成２９年（フ）第４６２号
新潟市東区宝町３番23号、住民票上の住所新潟市東区太平４丁目14番地25
債務者　三國　隆榮
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　耕二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月７日午後３時30分
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１９３号
神戸市中央区中山手通２丁目10番５号
債務者　プロテグー株式会社
代表者代表取締役　橋本　和也
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬川　嘉章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前10時30分
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１９号
神戸市中央区北長狭通５丁目４番19号メゾンエクレール元町202
債務者　株式会社エース総合スタッフサービス
代表者代表取締役　原　　邦恵
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　的場　健祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前10時
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２３号
鹿児島県出水市高尾野町江内6787番地
債務者　有限会社鹿児島ログハウス
代表者代表取締役　尾ノ上則夫
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　喜之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前10時
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第１２９１号
大阪市鶴見区茨田大宮２丁目１番15号
債務者　株式会社ニュートラルオート
代表者代表取締役　善家　勝彦
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北井　　歩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０号
埼玉県東松山市若松町２丁目10番22号
債務者　小峯　忠臣
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午後３時
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１１７号
滋賀県栗東市手原３丁目10番３
債務者　松下電機総合事業有限会社
代表者代表取締役　松下　誠一
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前10時
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３０号
神戸市西区宮下１丁目３番３号
債務者　有限会社とり梅
代表者代表取締役　檜皮　　健
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　孝治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前11時20分
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第７４号
北海道旭川市豊岡７条６丁目４番９号
債務者　株式会社エミヤ
代表者代表清算人　志田　幸弘
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午後３時45分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９７号
山梨県甲府市大里町1656番地の４
債務者　有限会社生平工業
代表者代表取締役　生平　孝征
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　晃吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午後１時15分
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６００号
札幌市南区藤野５条９丁目６番33号
債務者　株式会社栄電
代表者代表取締役　小澤　昭美
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　忠之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前10時
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２６９号
大阪府羽曳野市野々上４丁目５番２号
債務者　有限会社ファニーフレンズ
代表者取締役　渡辺　智子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３３号
秋田県雄勝郡羽後町字南西馬音内142番地３
債務者　有限会社オートカンパニー
代表者取締役　大野　浩志
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外山奈央子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月24日午前10時
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第３３７号
東京都中央区築地２丁目14番２号
債務者　株式会社ＴＩＴｃｏ
代表者代表清算人　坂川　雄一
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　印藤　弘二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月26日午後１時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１８０号
埼玉県草加市西町1257番地６
債務者　有限会社大輝
代表者代表取締役　杉山　大樹
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨永　大右
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月31日午前10時
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第６５号
奈良市秋篠町1059番地　河辺グランドライフ秋篠203号
債務者　荒瀬　俊彦
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　啓義
4　破産債権の届出期間　平成30年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第６６号
奈良市秋篠町1059番地　河辺グランドライフ秋篠203号
債務者　荒瀬　文子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　啓義
4　破産債権の届出期間　平成30年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
奈良地方裁判所